

(新) 整理案の読み方についての参考

1. 【第1表(基材)の(新)整理案】関係

- 合成高分子物質(重合体)は、【必須モノマー】、【任意の物質】、【必須(または任意)の化学処理】からなる。
 - ・【必須モノマー】とは、ポリマー種分類の指標となる主なモノマー(繰り返し単位)を指す。必須モノマーが定められている重合体は、いずれか1種以上の必須モノマー(必須モノマーが複数の項目に分かれている場合は、それぞれの項目から1種以上)を用いて構成されなければならない。
 - ・【任意の物質】とは、ポリマー種分類ごとに重合体の構成成分として副次的に用いる物質を指す。特記事項の「以下の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。」については、【任意の物質】のみで構成される部分の分子量が1000以上となる場合はブロック重合体(またはグラフト重合体)に該当することによる。(ブロック重合体、グラフト重合体)については、「ポジティブリスト(新)整理案に対する意見提出の手引き」のp10参照)
 - ・【必須(または任意)の化学処理】とは、必須モノマー(及び任意の物質)からなる重合物を改質するために、官能基のみを重合体に組み込む場合や重合反応とは異なる特殊な条件下で行う化学的処理を指す。処理の手法、条件等は特に限定しない。必要に応じ重合物に対して適用することができるが、必須モノマー及び任意の物質に対しては適用できない。
 - ・【基材】は、【必須モノマー】、【任意の物質】及び【必須(または任意)の化学処理】に由来する部分が98%を超えて含むものでなければならない。(【必須モノマー】又は【任意の物質】の誘導体やあらかじめこれらを反応させた物質等を出発原料としたものであっても差し支えない。ただし、【必須モノマー】等に該当しない部分は2%未満でなければならない。)
 - ・架橋剤、硬化剤等は、重合体の一部として扱う。そのため、【必須モノマー】または【任意の物質】として記載されていなければならない。
 - ・C-XXXXの被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体については、例えば5.21とは材質区分が5、モノマー分類が21であることを示す。
 - ・物質code「2c-902」及び「3d-901」の「物理的再生処理」については、リサイクル品等回収原料の利活用が今後増えてくることが予想される中で、器具・容器包装のポジティブリスト制度におけるリサイクル材の考え方の整理を検討中であることに留意されたい。

2. 【第2表(基材)の(新)整理案】関係

- 記載されている物質の範囲等は以下のとおりとする。

- ・直鎖状の単一化合物は、n-（ノルマル）の表記を省略して記載している。
- ・「(C=△)」は、炭素数を意味する。
- ・物質名に異性体（D- or L-, cis- or trans-, 直鎖 or 分岐、官能基の結合位置など、）についての明記がない場合（ただし、前段の例を除く）は、すべての異性体はその名称に含まれ、いずれも区別なく使用することができる。
- ・「○○・n 水和物」は、○○と水の混合物と考える。「水」は合成樹脂の原材料に該当しないため、水和水の数、重量を考慮する必要はない。
- ・「○○と△△の反応生成物」とは、○○と△△を反応させて得られる物質を指し、その反応条件は問わない。また、反応の過程で残存した原料は不純物に該当する。
- ・「○○処理された◆◆」とは、◆◆に対して○○の処理を施した物質を指し、処理に用いる物質、処理条件等は問わない。また、処理の過程で残存した原料は不純物に該当する。
- ・「○○及び／又は△△処理された◆◆」とは、◆◆に対して○○と△△の一方又は両方の処理を施した物質を指す。
- ・「○○及び△△処理された◆◆」とは、◆◆に対して○○処理と△△処理の両方を施した物質を指し、一方の処理のみを施したものは含まれない。
- ・「○○処理又は△△処理された◆◆」とは、◆◆に対して○○処理か△△処理のいずれか一方を施した物質を指し、○○処理と△△処理の両方を施したものは含まれない。
- ・「◆◆（○○、△△塩を含む。）」とは、◆◆、◆◆の○○塩、◆◆の△△塩、◆◆の○○と△△の複合塩を指す。
- ・「◆◆の○○及び／又は△△塩」とは、◆◆の○○塩、◆◆の△△塩、◆◆の○○と△△の複合塩を指し、◆◆（酸又は塩基のみ）は含まれない。
- ・「○○を主な構成成分とする重合体（分子量が 1000 未満）」とは、分子量が 1000 未満となることを目的として製造された、○○を原料または構成部分として 98%を超えて含むものを指す。それらの配列（ランダム共重合、交互共重合、ブロック共重合、グラフト共重合）は問わず、主な構成成分として示される物質の誘導体やあらかじめこれらを反応させた物質等を出発原料としたものであっても差し支えない（ただし、主な構成成分に該当しない部分は 2%未満でなければならない）。また、これに含まれる分子量 1000 以上の成分は当該重合体の不純物（原材料に含まれる不純物）とみなす。
- ・「○○を主な構成成分とする重合体（液状）」とは、○○を原料または構成部分として 98%を超えて含む液状のものを指す。それらの配列（ランダム共重合、交互共重合、ブロック共重合、グラフト共重合）は問わず、主な構成成分として示される物質の誘導体やあらかじめこれらを反応させた物質等を出発原料としたものであっても差し支えない（ただし、主な構成成分に該当しない部分は 2%未満でなければならない）。

- 材質区分の統合（旧区分 2, 5, 6→新区分 2 への統合及び旧区分 3, 7→新区分 3 への統合）に伴い、新区分の区分別使用制限量は、原則として旧区分のうち最も大きなものとしている。
- 区分別使用制限量は、器具又は容器包装の原材料の重量全体（合成樹脂以外の材質を含む。）に対する【添加剤】の重量の許容される割合を示したものであり、特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、その量を超えて器具又は容器包装の原材料として使用されてはならない。ただし、器具又は容器包装の原材料を構成する材質に対して許容される割合として適用しても差し支えない。
- 合成樹脂と合成樹脂以外の材質を混合する場合において、合成樹脂以外の材質の原材料として使用された【添加剤】（第 2 表に記載されている物質の場合は合成樹脂以外の【基材】に対して使用した量に限る。）については、区分別使用制限量は適用されない。
- 物質名に複数種の物質が含まれる場合は、これに含まれる物質を混合して使用しても差し支えない。ただし、その合計量は区分別使用制限量を満たさなければならない。